

ID: 161

担当部署: 農林課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	村田町牧野条例 第5条第1項		
例規番号	昭和35年条例第9号		
【基準】 第5条の規定による。 (使用料) 第5条 牧納の使用人は、管理者の発する納入告知書により使用料を納入しなければならない。 2 前項の使用料の額は、牧草地採草配分(割地)面積10アールにつき造成後7年から金800円とし、6年までは金500円とする。			
備考			
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日